

第 92 回講演会 「東南アジア、インド、ロシア、トルコの化学品規制の概要」テキスト

正誤表

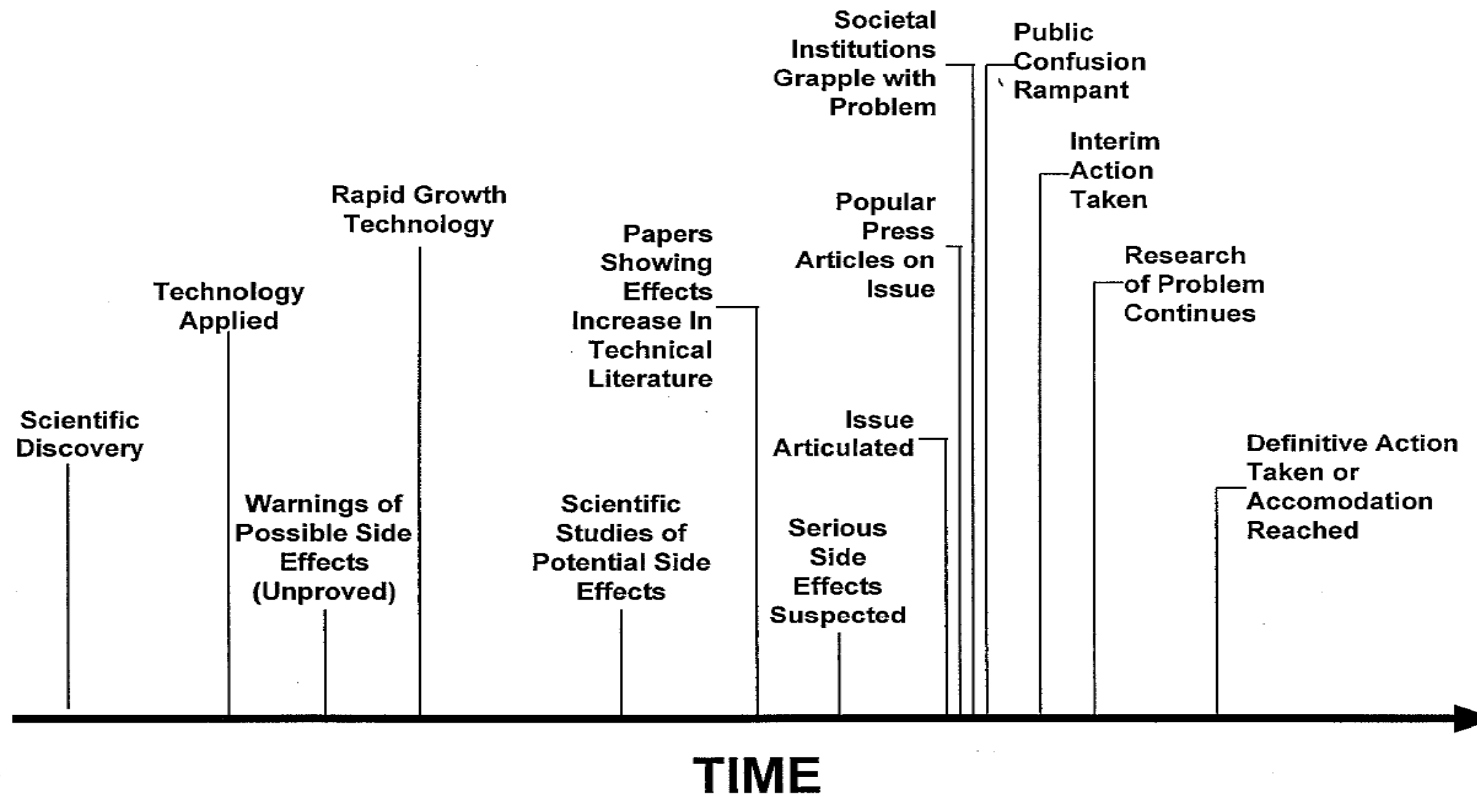
頁	スライド番号	行	誤	正
5	9	下 11	(注) 有害物質リストにあり、「登録実施の免除」の末尾リストにない第 2 種有害物質 : アンモニア水 (>10%)、硝酸 (>15wt%)	(注) 有害物質リストにあり、 <u>法第 36 条第 1 節に基づき出された工業省告示リスト*</u> 以外の物質で、かつ「登録実施の免除」の末尾リストにない第 2 種有害物質：硝酸 (>15wt%) <u>*このリストに掲載の物質は、アンモニア水>10%、塩酸>15%、及び硫酸>50%の 3 物質</u>
6	11	3	－ 法第 36 に基づく登録申請の義務あり	－ 法第 36 条に基づく登録申請の義務あり
6	11	4	◆内容は、第 2 取有害物質と同じ	◆内容は、 <u>第 2 種有害物質</u> と同じ
6	11	5	(注) 有害物質リストにあり、「登録実施の免除」の末尾リストにない第 3 種有害物質：約 50 種超	(注) 有害物質リストにあり、 <u>法第 36 条第 1 節に基づき出された工業省告示リスト</u> 以外の物質で、かつ「登録実施の免除」の末尾リストにない第 3 種有害物質：約 50 種超
7	13	10	(注) 有害物質リストにあり、上記の末尾リストにない物質	(注) 有害物質リストにあり、 <u>法第 36 条第 1 節に基づき出された工業省告示リスト</u> 以外の物質で、かつ上記の末尾リストにない物質
8	16	下 5	http://www2.diw.go.th/haz/hazard/pdf/branch_k.pdf	http://www2.diw.go.th/haz/hazard/pdf/banch_k.pdf
8	16	下 4	http://www2.diw.go.th/haz/hazard/pdf/branch_kh.pdf	http://www2.diw.go.th/haz/hazard/pdf/banch_kh.pdf
10	20	下 1	[表示手引付属書 11、12]	[表示手引付属書 <u>10、11</u>]
14	28	下 6	天然資源環境省 (DOE)	天然資源環境省・ <u>環境局</u> (DOE)
14	28	下 5	天然資源環境省・環境局	天然資源環境省・ <u>環境局 (EHS 届出・登録)</u>
16	31	上 9	－ 「危険な物質の流通及び監視に関する*商業大臣規則第 04/M-DAG/PER/2/2006 号」(以下、商業大臣規則 04/2006) ◆上記の 6 種を含む付属書 I の 54 種の危険な物質に関して、流通時の SDS 添付、国際海上危険物規程の要件に基づく包装材の使用、ラベルの貼付等を義務化	－ 「危険な物質の調達、流通及び監視に関する*商業大臣規則第 44/M-DAG/PER/9/2009 号」(以下、商業大臣規則 44/2009) ◆上記の 6 種を含む付属書 I の 54 種の危険な物質については流通時に規制し、付属書 I の化学兵器禁止条約に基づく化学物質 (351 種) 及びその他の 12 種の危険な物質については輸入調達時に規制するために、GHS に基づくラベル、SDS 及び国際海上危険物規程の要件に基づく包装材の使用等を義務化
17	33	下 6	*10 物質は PIC 条約付属書 III 収載物質	*10 物質は <u>POPs 条約</u> 収載物質
20	39	上 3	◆環境汚染防止法	◆ <u>環境保護管理法</u>
20	40	上 3	－ 「環境の保護及び管理並びに省資源を規定する環境汚染防止法」(以下、環境汚染防止法)	<u>「環境保護管理法」</u>
21	41	下 2	基本法である「環境汚染防止法」、	基本法である「 <u>環境保護管理法</u> 」、

21	42	上1 上3 上4	環境汚染防止法	環境保護管理法
21	42	上7	セラミックス、素料塗料、インク、ゴム等)	セラミックス、塗料、インク、ゴム等)
22	43	上1	環境汚染防止法	環境保護管理法
23	46	下8	製造業者及び提供者	製造業者及び供給者
23	46	下4	【挿入】	2010年12月31日付で施行予定が以下のように修正された。 製造業者・供給者：単一物質 2012年2月、混合物 2015年央 化学品ユーザー：単一物質 2012年末、混合物 2015年央
26	51	上10	◆申告しなければならない化学品リストの申告	◆申告しなければならない <u>化学品の申告</u>
28	56	表1	害毒（有害特性）	害毒（有害）特性
29	57	下7	◆化学品安全規則掲示板：危険化学品生産、経営場所での警告記号安全及び廃棄物処理システムを点検、維持、稼働	◆ <u>化学品安全規則掲示板</u> ：危険化学品生産、経営場所での警告記号
29	58	下4	申請： <u>商工局</u> （省、中央直轄市）	申請： <u>工商局</u> （省、中央直轄市）
30	60	下4	申請： <u>商工局（化学品局）</u>	申請： <u>工商局（化学品局）</u>
30	60	上4	三塩化リン等の33種	三塩化リン等の <u>42種</u>
32	63	下2	◆混合物の純度、添加物・不純物の危険度	◆ <u>混合物の純度・添加物、不純物の危険度</u>
32	64	下12	工商局（Cグループ化学品）が担当[政府政令12/2009/ND-CP号付属書I]	工商局（Cグループ化学品）が担当（ただし、有毒物、爆発物の生産は投資額にかかわらずAグループに分類）[政府政令12/2009/ND-CP号付属書I]
38	8			スライド番号8と9の間に新規にスライドを6枚追加（別紙に添付：新スライド番号9～14）
49	30	下1	届出初回期限：2011年1月3日（約2,500物質について300万件以上の届出）	届出初回期限：2011年1月3日（約 <u>107,000</u> 物質について300万件以上の届出）
51	34			全文書き換え（別紙に添付：新スライド番号40） 新スライド番号40の訂正：下3行目 3月1日→3月 <u>31</u> 日
52	36	下5		5行目の下に次の文「○ポリマー」を追加
53	38			スライド番号38と39の間に新規にスライドを2枚追加（別紙に添付：新スライド番号45～46）
61	55	標題	新規化学品の登録	化学品の登録
62	56	標題	参考）新規化学品のREGCHEM登録情報	参考）化学品のREGCHEM登録情報
63	57	標題	新規化学品の登録	化学品の登録
73	80	標題	新規/既存化学品の登録	化学品の登録

149	—	下 1 に追 加	—	また、有毒物、爆発物の生産の場合は、投資額にかかわらず A グループに分類されている。
212	—	上 8	3年間の生産若しくは輸入量の平均を第 10 条第 2 項の規定に従い、	3年間の生産若しくは輸入量の平均を、及び第 10 条第 2 項の規定に従い、
213	—	上 3	3年間の生産若しくは輸入量の平均を第 10 条第 2 項の規定に従い、	3年間の生産若しくは輸入量の平均を、及び第 10 条第 2 項の規定に従い、

その前に...

典型的な環境問題の発生過程



Source: Technology and Social Shock, Edward W. Lawless, 1977

化学品規制の歴史

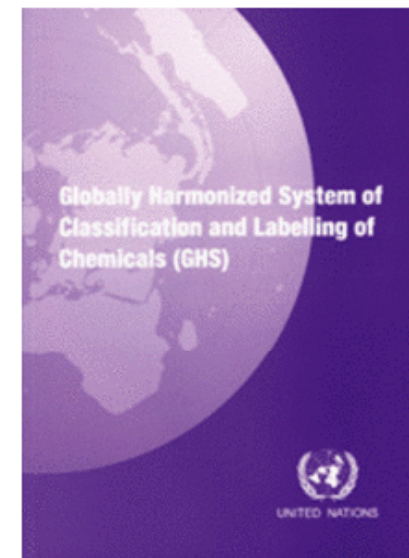
- 1967 – Directive 67/548/CEE: 欧州が初めて**化学品の分類システム**を導入
- 1976 – US Toxic Substances Control Act (TSCA) が**新規化学物質の登録義務**を導入
- 1979 – Directive 67/548/EEC 第6次改正により新規化学物質登録義務を導入
- 1982 – Seveso Directive 82/501/EEC により**化学事故予防管理**導入
- 1986 – US Superfund Amendments and Reauthorization Act (SARA): 大規模工業事故に対する防災計画と緊急時対応を導入
- 1986 – US EPCRA: **有害物質排出目録 (TRI)** を導入、米国環境保護庁 (EPA) が **目録更新報告 (IUR)** 要件を公布
- 1993 – Regulation EEC/793/93: **既存化学物質**の試験制度を導入
- 1998 – US が任意の高生産量化学物質プログラムを開始
- 2000 – Decision of Commissions 2000/479/EC: ヨーロッパ汚染物質排出登録 (EPER) を導入
- 2002 – **化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS)** が国連により採択
- 2006 – Regulation EC/1907/2006 (REACH規則)
- 2008 – Regulation EC/1272/2008 (CLP規則): 化学品の**分類、表示、容器包装**
- 2009 – 米国環境保護庁 (EPA) 化学物質管理法改革の基本原則 を発表

3つの大きな潮流

1. EU REACH規則, US EPA化学物質管理プログラム、その他アジア各国の類似のイニシアチブによる**多くの化学物質試験**
2. **GHS** により全てのグローバルプレーヤー間での化学品リスクデータの伝達・比較が容易に
3. 国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ (SAICM) が 途上国における**化学品規制導入を促進**

化学品の分類

- 2002年12月、化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS)が採択
- 2年ごとに更新 – 2009年7月より改訂3版 – 改訂4版が2011年半ばに予定
- 徐々に既存の化学品の分類と表示システムを置き換えつつある
- 危険有害物の輸送についてはすでにGHS分類基準に準拠



GHS 2011年改訂 (改訂4版)

- 2.2章”可燃性/引火性ガス”の改正: 化学的不安定性ガスの新カテゴリーを追加。化学的に不安定なガスとは“空気または酸素がない環境においても爆発的な反応を起こす可能性のある可燃性ガス”と定義。提案には可燃性かつ不安定性ガスのカテゴリーが含まれる
- 付属書4”安全データシート作成指針”の改正: 項目9で記載する物理的および化学的性質が、物理化学的危険性・健康に対する有害性の分類基準と矛盾がないことを確認
- 2.3章”可燃性/引火性エアゾール”の改正: 可燃性エアゾールと非可燃性エアゾール両方をカバー、全てのエアゾールに「加熱により破裂のおそれあり」の表示が必要。委員会ではさらに、非可燃性のエアゾールに「熱および熱表面から離すこと」の表示を検討中。
- **GHS国際分類リスト**

GHS – 微妙な相違



- 国によって異なる導入ステージ
- 導入する版の相違
- 多くの国で現地法令に合わせて微修正
- 異なる言語要件
- それぞれの免除・猶予規定
- GHSにない有害性クラスの追加
- . . .

届出義務



- **2009年11月10日改正:**
 - 2008年12月26日から年間1トン以上物質を製造または輸入した者は、2010年6月30日までに、過去3年間の平均年間生産/輸入量を含む情報を、森林環境省に届出ること
 - 2008年12月26日以降初めて物質を年間1トン以上、または1,000トン以上製造・輸入した者は、その製造・輸入開始より14ヶ月以内に森林環境省に届出ること
- ▼
- **2010年5月23日改正 (届出期間の延長) : 2007年1月1日以降に年間 1 トン以上製造または輸入した者は、届が必要**
 - 2007年1月1日～2010年1月1日に年間 1トン以上製造/輸入したものは、3年間の年間平均生産/輸入量を含む情報を、2011年3月1日までに森林環境省へ届出ること
 - 2010年1月1日以降に初めて年間1トン以上製造/輸入したものは、製造/輸入開始から15ヶ月以内に森林環境省に届出ること

危険物管理に関する法規制



- 爆発性物質およびハンティング材料の製造、輸入、輸送、保管、販売、使用、廃棄、査察に関する法律 No.87/12028 (*Tekel Dışı Bırakılan Patlayıcı Maddelerle Av Malzemesi ve Benzerlerinin Üretimi, İthalı, Taşınması, Saklanması, Depolanması, Satışı, Kullanılması, Yok Edilmesi, Denetlenmesi Usul ve Esaslarına İlişkin Tüzük No. 87.12028*) O.J.19589 of 1987、最終改正 7336/2004.
- 引火性物質、爆発性物質、有害物、危険物を使用する職場における対策に関する法律 No.7/7551 (*7/7551 sayılı Parlayıcı Patlayıcı Tehlikeli ve Zararlı Maddelerle Çalışılan İşyerlerinde ve İşlerde Alınacak Tedbirler Hakkında Tüzük*) O.J.14752 of 1973.
- 有害物質に対する強制損害賠償保険に関する命令 (*Tehlikeli Maddeler Zorunlu Sorumluluk Sigortası Tarife ve Talimatında Değişiklik Yapan Tarife ve Talimat*) O.J.26910 of 18 June 2008、2010年5月11日改正: 有害物質を製造、保管、販売または輸送する施設はその有害物質について強制保険 (*Tehlikeli Maddeler Zorunlu Sorumluluk Sigortası*) に加入しなければならない。2010年5月11日付改正により、最低保険金額が引き上げ

危険物の道路輸送に関する法規制

- 危険物の道路輸送に関する規約 (*Tehlikeli Maddelerin Karayoluyla Taşınması Yönetmeliği*) O.J. 26479 2007年: 危険物の陸上での安全な輸送に関する要件
 - 道路での危険物の国際輸送に関する欧州協定 (EU ADR) と調和
 - 現行の「危険物の陸上輸送に関する規約 O.J.15742 1976年」を廃止し 2011年1月1日施行の予定だったが、2010年12月18日、施行の延期が発表 (延期は3度目) ①マーク、ラベル表示、包装: 2012年1月1日
②輸送車両に関する要件: 2013年1月1日
③その他の要件: 2014年1月1日
- 危険物の道路輸送車の認定に関する規約 (*Karayolunda Tehlikeli Maddelerin Taşınması için Tasarlanan Motorlu Araçlar ve Römorkları ile İlgili Tip Onayı Yönetmeliği*) (98/91/EU) O.J.25105 2003年
- 危険物の陸上輸送に使用される自動車およびトレーラーのタイプ別承認に関する規約 (*Karayolunda tehlikeli maddelerin taşınması için tasarlanan motorlu araçlar ve römorkları ile ilgili tip onayı Yönetmeliği*) 2003年5月11日付
- 有害廃棄物の管理に関する規約 O.J. 25755 2005年



まとめ: 事業活動への影響

統一的な分類・表示がもたらす影響:

- 化学物質、混合物の再分類・再表示
- 統一的なMSDS
- 施設の化学品インベントリの再評価と再構築
- 労働者への新しい表示・ピクトグラムの教育
- 国をまたがった瞬時の情報の移動

試験数の増大:

- 化学品製造事業者、輸入事業者
- EUスキームが川下ユーザーに影響

試験結果が化学品分類やその他多くの化学品規制の変更を加速化

- 許可条件 (規制対象の化学品を取扱っている場合)
- 施設の大規模事故分類と許可
- 生産プロセス
- 労働者化学物質ばく露
- 汚染物質の排出
- 製品設計

